

奈良県道路交通法施行細則の一部改正について
～ 駐車規制等からの除外措置の見直し ～

1 改正の経緯

平成18年6月の新駐車法制施行に伴い、国民の放置駐車に対する関心が高まり、様々な障害のある方や運送団体などから駐車規制からの除外措置や駐車許可制度に関する意見・要望が寄せられたことから、今後の駐車秩序の一層の改善を図るため、全国的に駐車規制等からの除外措置について見直し、都道府県の公安委員会規則を改正することとなったもの

2 根拠法令

- 道路交通法第4条第2項（公安委員会の交通規制）
交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができる。
- 奈良県道路交通法施行細則第10条（駐車禁止等の対象から除く車両）

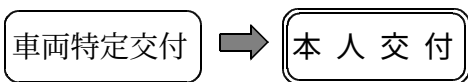
3 駐車規制等からの除外措置の対象

- (1) 公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中の車両及び当該用務の客体であってこれら車両と一体と認めるべきもの
対象：緊急自動車、災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両等
- (2) 公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のものうち、当該用務に従事することが明らかなもの
対象：選挙運動用自動車及び確認団体の政治活動用自動車で街頭活動に使用中の車両、道路維持作業用自動車で用務に使用中の車両
- (3) 上記(1)又は(2)の用務に使用中であるが、(1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないもので、標章を掲出しているもの
対象：専ら郵便物の集配に使用中の車両、医師が緊急往診のため使用中の車両等
- (4) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中のもの及び専ら歩行困難な者を輸送するため使用中の車両で、標章を掲出しているもの
対象：身体に障害のある方、患者輸送車その他の専ら歩行困難な者を輸送するため使用中の車両

4 改正の主な内容

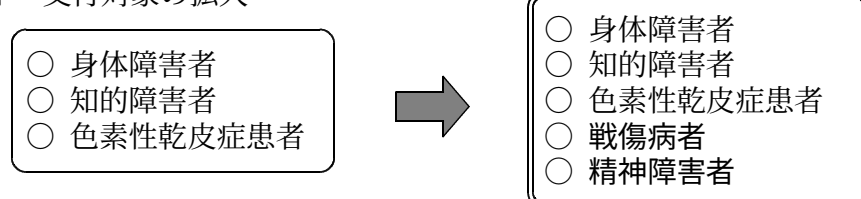
- (1) 郵便物の集配に使用中の車両については、郵便物を集配する車両のみとし、小包郵便物を集配する車両、郵便物と小包郵便物を混同して集配する車両は対象外とする。
- (2) 急を要する傷病者の往診車両については、医師のみを対象とする。
- (3) 身体に障害のある方の除外措置

ア 交付方法の変更



- ※ 車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。
- ※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

イ 交付対象の拡大



ウ 交付対象となる障害等級等（介護の必要な重度障害に該当する方）

障 害 の 区 分		身 体 障 害 者		戦 傷 病 者
		改 正 前	改 正 後	
視覚障害		1 級及び 2 級	1 級から 4 級の 1	特別項症から第 4 項症
聴覚障害		2 級	2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項症
平衡機能障害		—	3 級	特別項症から第 4 項症
上肢不自由		—	1 級から 2 級の 1 ・ 2 級の 2	特別項症から第 3 項症
下肢不自由		1 級から 3 級の 1	1 級から 4 級	特別項症から第 3 項症
体幹不自由		1 級から 3 級	1 級から 3 級	特別項症から第 4 項症
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上 肢 機 能	—	1 級及び 2 級（一上 肢の運動機能障害を 除く。）	—
	移 動 機 能	1 級から 3 級（一下 肢の運動機能障害を 除く。）	1 級から 4 級	—
心臓等内部機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1 級から 3 級	1 級から 3 級	—
<u>肝臓機能障害</u>		—	<u>1 級から 3 級</u>	<u>特別項症から第 3 項症</u>

区 分	知的 障 害 者	精 神 障 害 者
障害の程度	重度（A）	1 級

エ 経過措置

- 現在、標章の交付を受けておられる方の標章については、その標章の有効期限が満了するまでは、新様式の標章とみなしますので、標章を取り替える手続きは必要ありません。

※ 下肢機能に障害のある方の除外措置

今回の改正に当たっては、下肢機能に障害のある方や関係団体等からの意見や要望も踏まえ、「歩行困難な障害」に該当する方に対しても対象としました。

- (4) 寝台、スロープ又はリフトゲートなどが固定装備された患者輸送車や車いす移動車を対象としました。

5 施行年月日

平成 22 年 4 月 1 日